

第 2 2 号議案

専決処分の承認を求めることについて

桶川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 5 年 5 月 1 1 日提出

桶川市長 小 野 克 典

提 案 理 由

地方税法施行令の一部改正に伴い、緊急に桶川市国民健康保険税条例を改正する必要が生じ、令和 5 年 3 月 3 1 日に桶川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。